令和7年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(経済産業省商務・サービスグループ消費経済企画室)

		(性別性未自同物・リーレスノルーノ用負性別止回主)
項	目 名	リース会計基準の変更に伴う所要の措置
税	目	所得税、法人税、消費税
要		会計基準委員会は、我が国リース会計基準について国際的な整合性の観 ら、借り手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の
望	賃貸借また、	取引に係る方法に準じた会計処理を廃止する方針で検討を進めている。リース取引に係る貸手の会計処理の変更についても検討している。、同委員会において、リース会計基準の見直しについて上記内容とした令和5年5月に公表されており、これを踏まえてリース会計基準が変更
Ø	される	場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適 制上の措置について要望するものである。
内		平年度の減収見込額 — 百万円
容		(制度自体の減収額) (百万円)
10'		(改正増減収額) (百万円)
新	(1) 政	文策目的
設		国のリース取引は、設備導入を容易にするビジネスツールとして広く定 おり、我が国企業の競争力維持のため、企業経営に必要なものである。
-	今般	のリース会計基準の見直しにより、リース利用者をはじめ関連業界にお
拡	伴う税	税務処理への影響が想定される。このため、リース会計基準の見直しに 務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生じ、リース取
充	引の存	立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講 とで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的とする。
又		
は		画策の必要性
延	の見直	ス取引は我が国産業の設備投資の重要なツールである。リース会計基準 しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生
長		ース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制 置を講ずることが必要である。
を		
必		
要		
ع		
す		
る		
理		
由		
L		

今回の要望(租税特別措置)に関連する事項	合 理 性	政策体系における	4 情報処理の促進並びにサービス・ 製造産業の発展
		政策目的の 位 置 付 け	4 1月報処理の促進业のにサービス・ 表担准未の光展
		政 策 の 達成目標	適切な税制上の措置を講ずることで、リース利用者をはじめ 関連業界への追加的な負担発生を回避し、今後のリース取引の 健全な発展を促進する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	
		政策目標の 達 成 状 況	_
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生じ、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講ずることを要望するものであり、今後のリース取引上の追加負担の発生を回避し、その健全な発展を促進する上で有効である。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の 妥 当 性	リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に生じる過度な負担が、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引上の追加負担の発生を回避し、その健全な発展に資することを目的としており、政策目的達成手段として妥当である。

ے ئا	租税特別 措 置 の 適用実績	
までの租税特	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
別措置の適用宝	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 の達成目標	
埋する事項	前回要望時からの選問を からび目標に でをしている。 では場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		